

組合会の開催結果（2021年度予算・保健事業・規程改正等）

2月16日（火）に開催されました第171回組合会において、2021年度予算、保健事業等が可決承認されましたのでその概要をお知らせします。

1. 2021年度収入支出予算

＜一般勘定＞

(千円、%)

	2019年度 (実績)	2020年度 (見込)	2021年度 (予算)	対2020年度(見込)	
				比	増減
保険料率(%)	8.6	8.6	8.6	-	-
①収入	4,219,787	4,145,708	4,167,095	100.5	21,387
②保険料	4,066,642	3,997,105	3,953,186	98.9	▲43,919
③(その他)	153,145	148,603	113,909	76.7	▲34,694
④別途積立金繰入	0	0	100,000	-	100,000
⑤支出	3,758,838	3,898,699	4,167,095	106.9	268,396
⑥保険給付費	1,794,668	1,787,360	1,846,571	103.3	59,211
⑦納付金	1,662,282	1,803,592	1,907,409	105.8	103,817
⑧保健事業費	162,337	171,403	186,202	108.6	14,799
⑨事務所費・組合会費	68,200	69,067	90,846	131.5	21,779
⑩(その他)	71,351	67,277	63,534	62.9	▲3,743
⑪予備費	0	0	72,533	-	72,533
⑫決算収支差引残額	460,949	247,009	0	-	-

【収入】

- ・保険料率は8.6%を継続。
- ・「②保険料収入」は、被保険者数は微増、報酬月額は前年度並み、賞与はやや減少すると想定し、3,953,186千円を計上（当年度見込比98.9%）。
- ・収入支出差引[(②・③)-(⑥～⑩)]が▲27,467千円となる見込みのため、別途積立金残高(4,511,000千円)から100,000千円を取崩して「④別途積立金」に繰入れる。

【支出】

- ・「⑥保険給付費」は、当組合の平均伸び率（約103%）、高齢者医療費が増加傾向にあることを勘案し、1,846,571千円（同103.3%）を計上。
- ・「⑦納付金」は、高齢者医療費の増加、当組合の前期高齢者の増加等により1,907,409千円（同105.8%）を計上。
- ・「⑧保健事業費」は、特定保健指導の実施率向上に伴う増加等を見込み186,202千円（同108.6%）を計上。
- ・「④別途積立金(100,000千円)」への繰入により生じた「収入支出差引差(▲27,467千円)」との差額72,533千円を「⑪予備費」に計上。

【経常収支*】*収入のうち繰入金、調整保険料等、支出のうち財政調整事業拠出金、予備費等除いたものを指す。

- ・経常収入3,966,416千円、経常支出4,033,379千円で経常収支差引額は▲66,963千円の赤字になる見込みのため、上記のとおり別途積立金を繰入れ。

【財政見通し(参考)】

- ・2022年度以降も一定の赤字の継続が想定されるが、別途積立金を取り崩すことで当面の間、現行の保険料率(8.6%)の継続を見込んでいる。

<介護勘定>

(千円、%)

	2019年度 (実績)	2020年度 (見込)	2021年度 (予算)	2019年度(見込)		
				比	増減	
保険料率(%)	1.8	1.8	1.8	-	-	
収 支	①収入	732,665	805,799	855,618	106.2	49,819
	②保険料	590,815	572,000	580,278	101.4	8,278
	③前年度繰越金等	141,850	232,356	275,340	118.5	42,982
	④支出	490,546	530,461	599,934	113.1	69,473
	⑤介護納付金	490,536	530,461	599,884	113.1	69,423
	⑥その他	10	0	50	-	50
	⑦決算収支差引額	242,119	275,338	255,684	-	-
⑧準備金	88,049	88,049	88,049	-	-	

【収入】

- ・介護保険料率は1.8%を継続、「②保険料収入」は580,278千円を計上(同101.4%)。
- ・前年度残金275,338千円を「③繰越金」(他に名目計上2千円を含む)に計上。

【支出】

- ・「⑤介護納付金」は599,884千円を計上(同113.1%)。

【決算収支】

- ・「⑦決算収支」は255,684千円の黒字となる見込み(予備費に計上)。

2. 2020年度保健事業

事業
<p>(1) 疾病の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導 ・定期健診の法定外健診項目への補助金支給 ・各種がん検診・がん自己検診 ・心の相談ネットワーク(メンタルヘルス相談窓口) ・歯科衛生対策(歯と口の健康チェック)
<p>(2) ヘルスリテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健保だよりの発行(健康保険・保健事業に関する情報を提供) ・ホームページの運営
<p>(3) 事業主との協働(コラボヘルス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次健診の受診・特定保健指導の参加勧奨 ・健康管理事業推進委員会 ・医療費等分析に基づく課題抽出
<p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化の取組み ・家庭用常備薬の斡旋

3.大同生命健康保険組合理約、規程の改正

(1) 文書保存規程

- ・民法改正により、保険者の返還請求権(無資格受診などの不当請求)の消滅時効が5年から10年間に、第三者に対する損害賠償請求権の消滅時効が3年から5年に改正されたことにより、当該書類の保存期間を変更。
- ・また、組合員の資格に関する届出書類は診療報酬等の請求時効に合わせて保管することから2年から5年に変更
- ・新旧対比は下表のとおり。

現 行	改正後
<p>第2条 (略)</p> <p>(別 表)</p> <p>第2種(10年)</p> <p>歳入簿 歳出簿 現金出納簿 議案決議書 選挙に関する書類 訴願及び訴訟に関する書類 社会保険審査官及び社会保険審査会に関する書類</p> <p>診療報酬明細書等の開示に関する書類 その他理事長が10年保存の必要であると認めた書類及び帳簿</p> <p>第4種(5年)</p> <p>医療機関に関する書類 <u>給付の決定及び執行に関する書類</u> 健康診断結果に関する書類 その他理事長が5年保存の必要があると認めた書類及び帳簿</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>(別 表)</p> <p>第2種(10年)</p> <p>歳入簿 歳出簿 現金出納簿 議案決議書 選挙に関する書類 訴願及び訴訟に関する書類 社会保険審査官及び社会保険審査会に関する書類 <u>給付の決定及び執行に関する書類</u> 診療報酬明細書等の開示に関する書類 その他理事長が10年保存の必要であると認めた書類及び帳簿</p> <p>第4種(5年)</p> <p>医療機関に関する書類 健康診断結果に関する書類 組合員の資格に関する届出書類 その他理事長が5年保存の必要があると認めた書類及び帳簿</p>
附 則	<p>附 則</p> <p><u>この規約は、2021(令和 3年) 3月 1日から改正施行する。</u></p>

(2) 「システム等運用管理規程」の改正

- ・2020年10月、中間サーバ（個人番号を介して自治体と情報連携するためのサーバ）のリリースに伴い、データ保有年限が10年に変更されたことに準じて、データ保管期間を3年から10年に変更。
- ・新旧対比は下表のとおり。

現 行	改正後
<p>(執務室等及びサーバー室等の安全管理)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 データ保護管理者は、<u>情報システム等</u>の正常稼働維持のため、<u>執務室等及びサーバー室等の温度、湿度等の環境を適切に保持するものとする。</u></p>	<p>(執務室等及びサーバー室等の安全管理)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 データ保護管理者は、<u>情報システム</u>の正常稼働維持のため、<u>執務室等及びサーバー室等の温度、湿度等の環境を適切に保持するものとする。</u></p>
<p>(データ等の消去及び電子媒体の廃棄)</p> <p>第25条 <u>情報システム等で保有するデータ及び電子媒体に収録されたデータ</u>については、法令の定めた保存期間の間保存・管理するものとする。</p> <p>ただし、法令の定めがない場合については、以下の期間、保存・管理するものとする。</p> <p>(1) <u>情報システム等で保有するデータ</u>については永年</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日・法律第27号。）第2条第8項に定める個人番号データ（<u>情報システム等で保有するものに限る</u>）については、第1項に定める期間を資格喪失又は扶養削除の日から<u>3年間</u>とする。</p>	<p>(データ等の消去及び電子媒体の廃棄)</p> <p>第25条 <u>情報システムで保有するデータ及び電子媒体に収録されたデータ</u>については、法令の定めた保存期間の間保存・管理するものとする。</p> <p>ただし、法令の定めがない場合については、以下の期間、保存・管理するものとする。</p> <p>(1) <u>情報システムで保有するデータ</u>については永年</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日・法律第27号。）第2条第8項に定める個人番号データ（<u>情報システムで保有するものに限る</u>）については、第1項に定める期間を資格喪失又は扶養削除の日から<u>10年間</u>とする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>この規約は、2021（令和 3年）3月 1日から改正施行する。</u></p>

(3) 「規約」 および「理事及び理事長選挙執行規程」

- ・健康保険組合連合会が厚生労働省と調整のうえ軽微な文言修正を実施したことによる変更。
- ・新旧対比はそれぞれ下表のとおり。

<規約>

現 行	改正後
<p>(当選人)</p> <p>第 1 1 条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもつて当選人とする。</p>	<p>(当選人)</p> <p>第 1 1 条 選挙の結果、最多数の投票を得た者から順次定数に達するまでの者を当選人とする。</p>
<p>(会議録の作成)</p> <p>第 2 3 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもつて議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名</p> <p>(4) (5) (略)</p>	<p>(会議録の作成)</p> <p>第 2 3 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもつて議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名</p> <p>(4) (5) (略)</p>
<p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第 2 8 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。</p>	<p>(理事、理事長及び監事の選挙)</p> <p>第 2 8 条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。</p>
<p>(職員)</p> <p>第 4 2 条 この組合に事務長、必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 4 2 条 この組合に必要な職員(事務長その他)をおき、理事長がこれを任免する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 4 8 条 (略)</p> <p>(1) 銀行への預金若しくは郵便貯金</p> <p>(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>(3) 公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの又は外資建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p> <p>(4) 国債証券又は地方債証券の取得</p> <p>(5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得</p> <p>(6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得</p> <p>(7) 抵当証券の取得</p> <p>(8) コマーシャルペーパーの取得</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第 4 8 条 (略)</p> <p>(1) 郵便貯金</p> <p>(2) 臨時金利調整法(昭和 22 年法律第 181 号)第 1 条第 1 項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</p> <p>(3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外資建外国債を運用対象として含むものを除く。)</p> <p>(4) 国債又は地方債</p> <p>(5) 政府保証債又は金融債</p> <p>(6) 担保付社債</p> <p>(7) 抵当証券</p> <p>(8) コマーシャルペーパー</p> <p>(9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金</p>

現 行	改正後
<p>(10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金</p> <p>(11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金</p> <p>(12) 法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得</p> <p>(13) その他第1号から第8号に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>(10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</p> <p>(11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物</p> <p>(12) その他第1号から第8号に類する形態であって、一般的に安全・確実と認められるもの</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。</p>
<p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第49条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第11号及び第13号までの方法により保有しなければならない。</p>	<p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第49条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第10号及び第12号までの方法により保有しなければならない。</p>
附 則	<p>附 則</p> <p>(施行期日) この規約は、2021(令和3)年3月1日から施行する。(軽微な文言修正)</p>

<理事及び理事長選挙執行規程>

現 行	改正後
<p>(選挙の時期)</p> <p>第2条 理事の選挙は組合会の議員の総選挙によって当選人の確定後直ちに行うものとする。但し、特別の事情がある場合にはその日以後10日以内に行うことが出来る。</p>	<p>(選挙の時期)</p> <p>第2条 理事の選挙は組合会の議員の総選挙によって当選人の確定後直ちに行うものとする。但し、特別の事情がある場合にはその日以後10日以内に行うことが出来る。この場合においては、<u>理事長は、選挙の期日を定めなければならない。</u></p>
附 則	<p>附 則</p> <p>(施行期日) この規約は、2021(令和3)年3月1日から施行する。(軽微な文言修正)</p>

以 上